



折戸地区に安心・安全を! 浸水対策のトンネル水路完成!!

浸水対策のため折戸地区で施工していた雨水幹線築造工事(スーパータイヨ-交差点まで)が3月末に完成しました。

この雨水幹線の完成により、折戸地区の浸水被害が軽減されます。

完成に先立ち、2/21(金)に、地元の皆様を対象とした現場見学会を開催しました。

当日は、普段入ることのできない完成直前のトンネル水路(内径 2.0m)の中に入り、東海大学附属静岡翔洋幼稚園の園児さんたちが管の内側に描いた「街の絵」を見ながら歩いていただきました。今後も皆様の安心・安全のため浸水対策を進めていきます。



水路での集合写真



壁に描かれた「街の絵」



【連絡先】下水道事務所 ☎354-2811

上下水道局からのお知らせ

イベント中止のお知らせ

- 4月に開催を予定していましたが高松浄化センターの「鯉のぼり掲揚」は中止となりました。
【連絡先】下水道施設課 高松浄化センター ☎282-2200
- 5月に開催を予定していましたが中島浄化センターの「ホテル観賞会」は中止となりました。
【連絡先】下水道施設課 中島浄化センター ☎285-3469
- 6月に開催を予定していましたが城北浄化センターの「花菖蒲観賞会」は中止となりました。
【連絡先】下水道施設課 城北浄化センター ☎261-2981

6月使用料分から水道料金が変わります

詳しくは、5月に各ご家庭に配布される「くらしと水 臨時号」をご覧ください。5月1日以降市ホームページでも公開します。

補助金を使って雨水貯留タンクを設置しよう!!

住宅などの敷地に、雨水貯留タンク等の設置、公共下水道に切替の際に不用となった浄化槽の雨水貯留施設への転用、雨水浸透ますの設置の際に費用の一部を助成します。

申請については、事前にご相談ください。

【対象区域】市公共下水道全体計画区域内
【補助額】設置費の3分の2(限度額あり)
限度額例)雨水貯留タンク 200030,000円



【連絡先】

葵・駿河区
下水道維持課 ☎270-9235
清水区
下水道事務所 ☎354-2744

令和2年度下水道事業 受益者負担金の賦課について

「下水道事業受益者負担金」は、下水道本管工事費の一部を土地所有者の皆様にご負担いただく制度です。

◆賦課までの流れ◆

- 1 賦課公告(4月1日)
- 2 申告書の送付(8月上旬)
※対象地の4月1日時点での土地所有者様あてに送付します。
- 3 決定通知書・納付書の送付(11月上旬)
- 4 第一期納期限(12月25日)

今年度の負担金賦課対象区域は、市HPの当課発信情報一覧ページに掲載いたします。

詳しくは、下記連絡先へお問い合わせください。

【連絡先】下水道総務課 ☎270-9206

水洗便所改造資金融資あっせん 及び利子補給制度について

この制度は、公共下水道への接続切り替え工事をされる方が、上下水道局指定の取扱金融機関から、工事に必要な資金を無利子で借りることができる制度です。

- 1 融資金額 工事費の範囲内で200万円を限度とします。(1万円単位)
- 2 利率 無利子
- 3 融資あっせんを受けるための条件
(1) 処理区域内(供用開始区域)における建築物の所有者又は占有者
(2) 市民税及び固定資産税並びに下水道事業受益者負担金を滞納していないこと
(3) 連帯保証人が1人必要
(4) 新築及び法人は対象外

制度を利用するには、申請手続きが必要になります。詳しくは、下記連絡先へお問い合わせください。

【連絡先】下水道総務課 ☎270-9206

共同住宅の所有者へお知らせ

1つの水道メーターを2戸以上で使用し、申請により「均等水量」と認定されている共同住宅は、入居戸数に変動があった場合や認定を廃止したい場合、所有者からの届出が必要です。

また、その建物を建て替える場合も、届出が必要です。

※過去に遡って変更することはできませんのでご注意ください。



【連絡先】お客様サービス課 ☎270-9106

漏水の調べ方

「いつもと比べて水の使用量が多いのでは?」と感じられたとき、簡単にできる漏水の調べ方があります。

- 1 すべての水道の蛇口(トイレも含め)を閉めてください。
- 2 メーターのパイロット(銀色の円盤。右図参照)を見てください。
- 3 パイロットが回っていれば、漏水の疑いがあります。



漏水の疑いがある場合、静岡市指定給水装置工事事業者へ点検・修理を依頼してください。
※賃貸住宅の場合は、大家、不動産会社などの管理者にご連絡ください。

点検・修理にかかる費用はお客様のご負担となります。

【連絡先】お客様サービス課 ☎270-9106

私道への下水管布設助成制度

私有財産である私道へ下水管を入れるには、個人の負担で行うことが原則ですが、上下水道局では、できるだけ早く多くの方に公共下水道を使っていただくために、2つの助成制度を設けています。

- 1 公共下水道布設制度
- 2 共同下水管設置費補助金制度

制度の利用には、条件がありますので、詳しくは下記連絡先へお問い合わせください。



【連絡先】下水道総務課 ☎270-9206

水道料金・下水道使用料の納付は、便利な口座振替をご利用ください!

水道料金・下水道使用料の口座振替によるお支払いは、以下の3つの方法でお申込みができます。

1. 取扱金融機関の窓口でのお申込み
持ち物:通帳・届出印・お客様番号のわかるもの(「水道(下水道)使用水量等のお知らせ」等)
2. 上下水道局の受付窓口で、端末にお客様のキャッシュカード(個人名義の普通口座)を読み込ませ、暗証番号を入力するお申込み(Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス)
※対象金融機関:静岡銀行、清水銀行、しずおか焼津信用金庫、静岡信用金庫(金融機関の統廃合により取扱が変わる場合があります。)
※届出印は不要です。本人以外の場合は委任状が必要です。
※受付窓口や時間、ご持参いただく身分証及びキャッシュカード等に条件がありますので、詳細は上下水道お客様サービスセンター(☎251-1132)へお問い合わせください。
3. 郵送でのお申込み
上下水道お客様サービスセンター(☎251-1132)にご連絡ください。口座振替申込ハガキを送付しますので、必要事項を記入・押印しお客様サービス課までご返送ください。

【連絡先】お客様サービスセンター ☎251-1132

井戸水を下水道に流している方へお知らせ

井戸水を使用し下水道に汚水を流している場合は、使用人数に基づいて下水の排水量を認定し、下水道使用料を計算することになっています。

このため、ご家族の人数に変更がありましたら、その都度、ご連絡をお願いします。

※過去に遡って変更することはできませんので、ご注意ください。

— 届出が必要な場合 —

- 井戸水を使用している住宅に入居される場合
- 既に井戸水をご使用の方で、ご家族の転入・転出などにより、井戸水の使用人数が増減があった場合
- 一部水道を使用するようになった場合
- 井戸水の使用を中止した場合

【連絡先】上下水道お客様サービスセンター ☎251-1132

使用人数	認定排水量(1か月)
1人	11 m ³
2人	18 m ³
3人	25 m ³
4人	29 m ³
5人	33 m ³
6人以上	33 m ³ に5人を超える人数ひとりにつき2 m ³ を加算した水量

水道及び下水道の使用開始・中止の手続き、口座振替等、各種お問い合わせはこちらへ

転入居に伴う水道及び下水道の使用開始・中止の手続き、口座振替等のお問い合わせは、

いいみず
上下水道
お客様サービスセンター ☎251-1132 へお電話ください。

FAX: 270-7250 ※おかけ間違いのないようご注意ください

受付時間: 月~金曜日 午前8時30分から午後7時まで

休 み: 土・日・祝日 12月29日から翌年1月3日

※3月、4月は土・日・祝日の午前8時30分から午後5時も受付

— その他お問い合わせはこちらへ —

お問い合わせ内容	連絡先(葵・駿河区)	連絡先(清水区)
貯水槽水道のご相談	お客様サービス課 ☎270-9135	水道事務所 ☎354-2745
水道管漏水のご相談	水道管路課 ☎202-8513	水道事務所 ☎354-2734
雨水貯留浸透施設設置費助成のご相談	下水道維持課 ☎270-9235	下水道事務所 ☎354-2744